

国土総合開発特別委員会議録 第二号

昭和三十四年二月二十七日(金曜日)

午後一時二十九分開議

出席委員

委員長 篠田 弘作君

理事二階堂 進君 理事福家 俊一君

理事館 俊三君

大坪 保雄君 上林山榮吉君

進藤 一馬君 瀬戸山三男君

西村 英一君 橋本 正之君

井手 以誠君 石山 權作君

中島 巖君 西村 関一君

委員外の出席者 小澤佐重喜君

議 員 小澤佐重喜君
総理府事務官 (経済企画庁総
合開発局参事 高尾 文知君
官)

昭和三十三年十二月十九日

委員松田鐵藏君辭任につき、その補

欠として林唯義君が議長の指名で委

員に選任された。

昭和三十四年二月二十一日

委員今井耕君、田邊國男君、丹羽兵

助君、林唯義君、原田憲君、福田一

君、松澤雄蔵君及び八木一郎君辭任

につき、その補欠として田口長治郎

君、上林山榮吉君、二階堂進君、大

久保武雄君、西村英一君、大坪保雄

君、三池信君及び瀬戸山三男君が議

長の指名で委員に選任された。

同月二十七日

委員小川豊明君及び長谷川保君辭任

につき、その補欠として小牧次生君

及び井手以誠君が議長の指名で委員

に選任された。

同日

理事丹羽兵助君、同月二十一日委員

辭任につき、その補欠として二階堂

進君が理事に當選した。

二月二十一日

九州地方開発促進法案(小澤佐重喜

君外六十二名提出、衆法第三三

号)

一月三十日

特定地域総合開発計画事業費に対す

る国の負担割合に関する特例立法に

関する請願(長谷川峻君紹介)(第七

七八号)

二月十日

九州地方開発法等制定に関する請願

(池田清志君紹介)(第二二九号)

同(前田都君紹介)(第二三〇号)

同(床次徳二君紹介)(第一一九二

号)

同月十六日

九州地方開発法等制定に関する請願

(中馬辰猪君紹介)(第一四四八号)

は本委員会に付託された。

昭和三十三年十二月二十五日

四国地方開発に関する特別法制定に

関する陳情書(松山市一番町愛媛県

町村会長藤堂満義)(第一〇一号)

九州地方開発法等の制定促進に関する

陳情書(福岡県知事土屋香鹿外七

名)(第一〇八号)

昭和三十四年一月二十七日

九州地方開発法等制定促進に関する

陳情書(長崎県議会議長水頭欽一)

(第一五四号)

九州地方開発法等制定に関する陳情

書(大分県議会議長神野専一)(第一

九五号)

二月四日

東北開発促進に関する陳情書(岩手

県町村議會議長長内邦夫)(第二

七三三号)

四国地方開発促進法制定に関する陳

情書(高知県知事溝淵増巳)(第二七

四号)

四国地方開発公庫法制定に関する陳

情書(高知県知事溝淵増巳)(第二七

五号)

四国開発株式会社法制定に関する陳

情書(高知県知事溝淵増巳)(第二七

六号)

九州地方開発法等制定に関する陳情

書外一件(福岡県議會議長松隈又五

郎外一名)(第二七七号)

同(長崎県議會議長水頭欽一)(第三

〇二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

理事の五通

九州地方開発促進法案(小澤佐重喜

君外六十二名提出、衆法第三三三

号)

〇篠田委員長 これより會議を開きま

す。

この際お諮りいたします。現在理事

が一名欠員となっておりますので、理

事の補欠選任を行いたいと存じます

が、先例により委員長において指名す

ることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇篠田委員長 御異議なしと認め、委

員長は二階堂進君を理事に指名いたし

ます。

〇篠田委員長 去る二十一日付託に

りました九州地方開発促進法案を議題

といたします。まず提案者より提案理

由の説明を聴取いたします。小澤佐重

喜君。

九州地方開発促進法案

九州地方開発促進法

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、九州地方にお

ける資源の総合的開発を促進する

ために必要な基本的事項を定める

ものとする。

(定義)

第二条 この法律において「九州地

方」とは、福岡県、佐賀県、長崎

県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿

児島県及び山口県の区域をいう。

(九州地方開発促進計画)

第三条 内閣総理大臣は、九州地方

開発審議会の審議を経て、九州地

方開発促進計画(以下「開発促進計

画」という。)を作成するものとな

る。

2 開発促進計画は、九州地方にお

ける土地、水、山林、鉱物、電力

その他の資源の総合的開発の促進

に関する計画とする。

3 関係地方公共団体は、開発促進

計画に關し、内閣総理大臣に対

し、意見を申し出ることができ

る。

(九州地方開発審議会の設置)

第四条 総理府に、九州地方開発審

議会(以下「審議会」という。)を置

く。

(審議会の所掌事務)

第五条 審議会は、次に掲げる事項

を調査審議し、その結果を内閣総

理大臣に報告し、又は建議するも

のとする。

一 開発促進計画の作成の基準と

なるべき事項

二 開発促進計画に基づく事業の実

施の推進に關する事項

三 前各号に掲げるもののほか、

九州地方の開発の促進に關する

重要事項

2 審議会は、開発促進計画及びこ

れに基づく事業の実施について必要

があると認める場合においては、

内閣総理大臣を通じて、関係行政

機関の長に対し、意見を申し出る

ことができる。

(審議会の組織)

第六条 審議会は、委員三十七人以

内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者につい

て、内閣総理大臣が任命する。

一 衆議院議員のうちから衆議院

が指名する者 五人

二 参議院議員のうちから参議院

が指名する者 三人

三 関係行政機関の職員

十人以内

四 関係県の知事

八人

五 関係市長を代表する者

一人

六 関係町村長を代表する者

一人

七 開発促進計画に關し学識経験のある者

九人以内

3 前項第七号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第二項第七号の委員は、再任されることができる。

5 審議会に、会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。

6 会長は、会務を総理する。会長に事故がある場合においては、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(審議会の運営等)

第七條 前条に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(資料の提出等の要求)

第八條 審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(開発促進計画に基づく事業の実施)

第九條 開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に關する法律（これに基く命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

第十條 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に關して作成した翌年度の事業計画を經濟企画庁長官に提出しなければならない。

2 經濟企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行うものとする。

3 經濟企画庁長官は、毎年度、関係行政機関の長から開發促進計画に基く事業の実施に關する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を圖るため、必要な調整を行うものとする。

第十一條 政府は、開發促進計画を実施するために必要な資金の確保を圖り、かつ、國の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

第十二條 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）に基く財政再建団体である県（以下「財政再建団体」という。）が開發促進計画に基く事業で当該財政再建団体に係るものを実施する

ために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治庁長官は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に當つて、これらの事業の実施が確保されるように特に配慮しなければならない。

2 前項の規定は、開發促進計画に基く事業を実施する県で財政再建団体以外のものが地方財政再建促進特別措置法第二十二条第二項の規定により財政の再建を行う場合においては、当該県について準用する。

附則 (施行期日)

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 第十二条に規定する県に係る開發促進計画に基く事業のうち重要なものに要する経費に係る昭和三十五年以降における國の負担又は補助の割合について、当該事業の実施の促進上特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中東北開發審議会の項の次に次のように加える。

九州地方開發促進法（昭和二十四年法律第九十五号）の規定に關しめられた事項を行うこと。

九州地方における資源の総合的開發を促進し、國民經濟の發展に寄与するため、九州地方開發審議を設置し、九州地方開發促進計画を作成し、これに基く事業を円滑に実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費として、百万円である。

九州地方開發促進法（昭和二十四年法律第九十五号）の規定に關しめられた事項を行うこと。

○小澤佐重喜君 九州地方開發促進法案の提案理由を御説明申し上げます。およそ狭隘な国土と過大な人口を擁し、原料資源の多くを海外に依存するわが国におきましては、国土を最大限度まで開發し、利用し、保全することが最も緊要であることは申し上げるまでもありません。

九州地方開發に關しては、去る昭和三十三年十二月の通常国会におきまして、九州地方開發に關する決議が満場一致を以て可決せられたのでありますが、この決議の趣旨等からも明らかでありますように、今日、九州地方は、地方プロットの開發を必要とする多くの問題をかかえておるのであります。すなわち、九州地方のうち特に南九州は産業發達の程度が低く、所得水準の面から見ても全国で最も後進的な地域でありますし、また本地方は全体として台風の常襲地帯であり、その大部分が特殊土壌等の劣悪な自然条件下にあるのであります。さらに北部九州の産業の実態について見れば、戦後における生産基盤並びに市場条件の悪化等のため諸産業の發展は漸次停滞の傾向に陥り、全体として戦後の發展は、他地域の發展傾向とは逆に停滞ないし後退の傾向を示しているのであります。

しかも本地方はかかる多くの問題を内包する反面、有明海、屋久島、中部脊稜山脈地帯等に大規模な未開發資源が残され、その他地下資源、農林水産等の重要資源の有効な開發が遅々として進まぬ現状であるのであります。従つて、九州地方としては、特に著しい南九州の後進性の引き上げに重点を指向しつつ、さらに九州地方全般の産

品を開發し、利用し、保全することが最も緊要であることは申し上げるまでもありません。

九州地方開發に關しては、去る昭和三十三年十二月の通常国会におきまして、九州地方開發に關する決議が満場一致を以て可決せられたのでありますが、この決議の趣旨等からも明らかでありますように、九州地方は、地方プロットの開發を必要とする多くの問題をかかえておるのであります。すなわち、九州地方のうち特に南九州は産業發達の程度が低く、所得水準の面から見ても全国で最も後進的な地域でありますし、また本地方は全体として台風の常襲地帯であり、その大部分が特殊土壌等の劣悪な自然条件下にあるのであります。さらに北部九州の産業の実態について見れば、戦後における生産基盤並びに市場条件の悪化等のため諸産業の發展は漸次停滞の傾向に陥り、全体として戦後の發展は、他地域の發展傾向とは逆に停滞ないし後退の傾向を示しているのであります。

しかも本地方はかかる多くの問題を内包する反面、有明海、屋久島、中部脊稜山脈地帯等に大規模な未開發資源が残され、その他地下資源、農林水産等の重要資源の有効な開發が遅々として進まぬ現状であるのであります。従つて、九州地方としては、特に著しい南九州の後進性の引き上げに重点を指向しつつ、さらに九州地方全般の産

品を開發し、利用し、保全することが最も緊要であることは申し上げるまでもありません。

九州地方開發に關しては、去る昭和三十三年十二月の通常国会におきまして、九州地方開發に關する決議が満場一致を以て可決せられたのでありますが、この決議の趣旨等からも明らかでありますように、九州地方は、地方プロットの開發を必要とする多くの問題をかかえておるのであります。すなわち、九州地方のうち特に南九州は産業發達の程度が低く、所得水準の面から見ても全国で最も後進的な地域でありますし、また本地方は全体として台風の常襲地帯であり、その大部分が特殊土壌等の劣悪な自然条件下にあるのであります。さらに北部九州の産業の実態について見れば、戦後における生産基盤並びに市場条件の悪化等のため諸産業の發展は漸次停滞の傾向に陥り、全体として戦後の發展は、他地域の發展傾向とは逆に停滞ないし後退の傾向を示しているのであります。

業経済の停滞性を打破するため、広域経済的見地から、特に重要なこれら資源の開発並びに産業基盤の整備等の事業を促進して、国民経済の発展に寄与いたしますことは、国家的にきわめて緊要なものと存じます。しこうして、本地方におけるかかる資源の総合的開発を促進するためには、国がその開発促進計画を作成し、これに基づく事業を円滑かつ強力に実施し得るような基本法の制定が、ぜひとも必要であると存する次第であります。

これが、この法律案を提案する理由であります。

次に法案の要旨について御説明いたします。

第一は、内閣総理大臣は、九州地方開発審議会の審議を経て、九州地方開発促進計画を作成することとしたしております。この開発促進計画は、九州地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画であります。資源の開発発と一体の関係にある産業基盤の整備事業並びに国土の保全に関する事業等は、開発計画の前提として、当然含まれることは申すまでもないのであります。

第二は、九州地方開発審議会に關し、その設置、所掌事務、組織その他必要な事項について規定いたしておりますが、部会の設置その他審議会の具体的運用については政令をもって定めることとしております。なお、審議会の設置に要する昭和三十四年度の予算としては百万円が計上されております。

第三は、開発促進計画に基づく事業の実施及び調整についてであります。

開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定に従って、国、地方公共団体その他のものが実施するものとすし、経済企画庁長官が、毎年度、事業計画及び資金計画の調整を行うこととしたのであります。

第四は、開発促進計画の実施を促進するための措置に關してであります。政府は開発促進計画を実施するために必要な資金の確保をはかり、かつ財政の許す範囲内において、その実施の促進に努めなければならないと規定いたしております。

また、開発促進計画に基づく事業の実施促進に伴う、地方財政再建促進特別措置法との関係については、財政再建団体及び財政再建法準用団体である県が、開発促進計画に基づく事業を円滑に実施できるように、自治庁長官が、財政再建計画の変更の承認に當って、特別の配慮を行わねばならないと規定いたしております。

次に、これらの事業実施に當つての財政再建団体及び準用団体である県にかかる国の負担または補助の特別措置の問題であります。昭和三十四年度予算においては財源の裏づけを得るに至りませんでしたので、昭和三十五年度以降において所要の改正を行うことにいたしました。附則第二項のごとき規定を設けたのであります。すなわち、昭和三十五年度の予算の編成に伴って、重要な事業については、九割を限度として、国の通常の負担割合を二割程度引き上げる措置をとり、もつて開発促進計画の実施促進を期している次第であります。

以上のほか、この法律の制定に伴

い、必要な関係法律の一部改正を行うこととしたしております。

以上が、この法律案の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いする次第であります。(拍手)

○篠田委員長 本案に対する質疑は次会に譲ることいたします。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれをもって散会いたします。

午後一時三十七分散会

昭和三十四年三月三日印刷

昭和三十四年三月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局